

年金予約定期預金

平成24年6月27日現在

商品名（愛称）	・年金予約定期預金
販売対象	・年金受給権発生の3年前に達したとき、預入日に当金庫に公的年金の振込指定の予約（裁定通知書、委任状一式徴求）している方（徴求出来ない場合は同意書を徴求）
期間	・定型方式…3ヶ月、6ヶ月、1年 ・満期日指定方式…満期日が休日になる場合に限って翌営業日を満期とする期日指定の取扱いができます
取扱期間	・期間限定商品ですので店頭にてご確認ください。
預入 (1)預入方法 (2) 預入金額 (3)預 入単位 (4)預入 限度額	・一括預入 ・スーパー定期…1万円以上200万円まで。 ・1円単位 ・お1人、預け入れ時(当初預入額)200万円まで。
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利息 (1)適用金利 (2) 計算方法	・固定金利・自由金利定期預金(スーパー定期預金M型)1年ものの店頭表示利率に0.30%上乘せします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます)。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
取扱店舗	・年金振込予約店舗
付加できる 特約 事項	・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取 扱い	・満期日前に解約する場合、6ヶ月未満は普通預金利率、6ヶ月以上約定利息の50% ・取引対象外になった場合はスーパー定期(300万円未満)1年定期の50%
金利情報の 入 手方法	・金利は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0880-34-2121)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん 相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もありません。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考とな る事項	・満期日以後の利息は、お支払日における普通預金利率により計算します。 ・総合口座取引又は担保定期預金とすることはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保険の対象となります。(当金庫に同一名義で複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)